



新宿区告示第 225 号

令和 3 年度労働報酬下限額について

新宿区公契約条例（令和元年新宿区条例第2号）第 8 条第 3 項の規定により、令和 3 年度における労働報酬下限額を定めたので、以下のとおり告示する。

令和 3 年 3 月 8 日

新宿区長 吉住 健



1 工事請負契約

（単位：円／1日当たり）

	職 種	労働報酬下限額		職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	22,230	27	普通船員	21,690
02	普通作業員	19,440	28	潜水士	37,260
03	軽作業員	14,040	29	潜水連絡員	26,280
04	造園工	19,440	30	潜水送気員	25,650
05	法面工	24,390	31	山林砂防工	24,210
06	とび工	25,110	32	軌道工	42,030
07	石工	24,570	33	型わく工	23,670
08	ブロック工	22,770	34	大工	23,040
09	電工	23,130	35	左官	24,930
10	鉄筋工	24,840	36	配管工	21,150
11	鉄骨工	23,130	37	はつり工	22,590
12	塗装工	26,280	38	防水工	26,910
13	溶接工	28,170	39	板金工	25,740
14	運転手（特殊）	22,140	40	タイル工	25,200
15	運転手（一般）	18,270	41	サッシ工	23,130
16	潜かん工	27,360	42	屋根ふき工	25,740
17	潜かん世話役	32,220	43	内装工	25,200
18	さく岩工	27,810	44	ガラス工	23,130
19	トンネル特殊工	26,460	45	建具工	25,200
20	トンネル作業員	22,320	46	ダクト工	20,610
21	トンネル世話役	30,240	47	保温工	20,430
22	橋りょう特殊工	27,360	48	建築ブロック工	24,570
23	橋りょう塗装工	28,080	49	設備機械工	20,700
24	橋りょう世話役	32,040	50	交通誘導警備員A	14,040
25	土木一般世話役	22,950	51	交通誘導警備員B	12,510
26	高級船員	27,450			

※ ただし、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者として取り扱う者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者等の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額にかかわらず、1日当たり10,920円とする。

2 業務委託契約・指定管理協定

労働報酬下限額	1時間当たり 1,050円
---------	---------------

※ ただし、新宿区外に存する施設における指定管理協定の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額にかかわらず、各施設が所在する県の、最低賃金法で定められている地域別最低賃金額とする。

以上